

令和5年11月7日



裾野市マスコットキャラクター

サウンディング調査(対話)の実施 民間施設を活用した廃棄物処理体制の構築に向けて

本市の一般廃棄物の中間処理施設である美化センターは竣工から35年が経過し、施設の老朽化が進行しています。

将来的な市の一般廃棄物の処理については、民間施設の活用を検討しており、現在、公民連携のあり方や事業スキーム等について研究しているところです。

そこで、今後の一般廃棄物処理体制の構築に向けて、民間事業者から広く意見や提案を求め、「対話」を通じて民間事業者の意向等を把握することを目的として、サウンディング調査を実施します。

対話を求める内容／①民間の既存施設を活用して一般廃棄物の処理を委託する場合
又は②民間が新たに建設する施設に一般廃棄物の処理を委託する場合における公民連携のあり方や事業スキーム等について

対象者／本市の一般廃棄物処理体制の構築に意欲を有する法人又は法人のグループで、実施要領に掲げる要件のすべてを満たす者

申込み／エントリーシートに必要事項を記入し、生活環境課宛に電子メールで申込み

申込み期間／令和5年11月13日（月）から令和6年1月24日（水）17時まで

その他／詳細については、市公式ウェブサイト「実施要領」を掲載
（結果の概要については令和6年3月下旬頃に公表予定）

問合せ／裾野市 環境市民部 生活環境課 担当：長田

Tel.055-995-1816

担当

裾野市 環境市民部 生活環境課
電話 055-995-1816
担当課長：井上 英文
担当者：長田 雄次

民間施設を活用した一般廃棄物処理体制の構築に係る サウンディング調査（対話） 実施要領

1 調査の目的

本市の一般廃棄物の中間処理（焼却・破砕・選別等）を担う「裾野市美化センター」は竣工から35年が経過し、施設の老朽化が進行しています。平成22年度から平成28年度まで延命化工事を実施したものの、現施設は一般的な耐用年数を超えていることもあり、近年でもごみクレーンの故障等の事案が発生し、業務に支障が出ています。

また、施設を維持管理するために年間2億円程度を支出しており、市の財政運営上の負担も大きいことから、一刻も早く施設を更新することが喫緊の課題となっています。

ところが、本市は令和4年9月以降、人口が5万人を下回ることとなり、当初想定していた国の循環型社会形成推進交付金を活用することができなくなったことから、市単事業として新たな廃棄物処理施設を整備することが、財政上、極めて困難な状況にあります。

そのため、将来的な本市の一般廃棄物の処理については、民間施設の活用を検討することとして、現在、公民連携のあり方や事業スキーム等について研究しているところです。

このような背景から、本市における一般廃棄物処理体制の構築に向けて、民間事業者から広く意見や提案を求め、「対話」を通じて民間事業者の意向等を把握することを目的として、本サウンディング調査を実施するものです。

2 調査の概要

(1) 前提条件

新たな処理体制の下、民間事業者に市の一般廃棄物の中間処理（焼却・破砕・選別等）を委託すると仮定した場合の前提条件は以下のとおりです。

項目	令和4年度実績	令和13年度推計※
ごみ排出量	13,958t	12,864t（目標）
中間処理後資源化量	908t	673t（目標）
直接資源化量	239t	585t（目標）
焼却量	12,401t	11,549t（目標）
不燃物金属類処理量	329t	385t（目標）
不燃系粗大ごみ処理量	68t	106t（目標）
焼却残渣量	1,264t	1,166t（目標）
その他の最終処分量	169t	160t（目標）
その他	・収集運搬は従前どおり市が委託 ・施設新設の場合の建設用地は民間で調達 ・R4の美化センター運営・維持管理費は約411,000千円	

※令和13年度推計は「裾野市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月）」に基づき記載

(2) 対話（提案）を求める内容

以下の項目について対話（提案）を求めます。

ア 民間の既存施設を活用して一般廃棄物の処理を委託する場合

- ① 施設の概要について
- ② 受入れ可能な一般廃棄物の種類について
- ③ 一般廃棄物の受入れ可能量（t/年）について
- ④ 処理単価について
- ⑤ その他、受入れ条件等について 等

イ 民間が新たに建設する施設に一般廃棄物の処理を委託する場合

- ① 建設用地について
- ② 想定する処理方式、施設規模について
- ③ 処理対象物の種類、年間の処理量、処理フローについて
- ④ 資源循環やCO₂排出量の削減に資する処理方法等の考えについて
(廃棄物のリサイクル、焼却灰の資源化、焼却以外の処理方法等)
- ⑤ 事業スキームについて（事業手法、事業期間、官民役割分担等）
- ⑥ 想定する処理単価について
- ⑦ 災害時の廃棄物処理体制について
- ⑧ 事業継続体制（バックアップ体制）について
- ⑨ 事業スケジュールについて
- ⑩ 事業実施にあたり行政に期待すること、課題等について 等

3 参加対象者

本市の一般廃棄物処理体制の構築に意欲を有する法人又は法人のグループで、次に掲げる要件すべてを満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 本実施要領公表の日から対話実施日までにおいて、裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 28 年告示第 70 号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づ

く整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

- ④ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号及び同法第 14 条第 5 項第 2 号に定める欠格要件に該当しないこと。
- ⑦ 裾野市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

4 スケジュール

参加申込み (エントリーシート・提案書の提出)	令和 5 年 11 月 13 日 (月) から 令和 6 年 1 月 24 日 (水) 17 時まで
質問の受付	令和 5 年 11 月 13 日 (月) から 令和 5 年 12 月 1 日 (金) 17 時まで
質問への回答	令和 5 年 12 月 7 日 (木) 頃
対話の実施	令和 6 年 1 月 29 日 (月) 又は 2 月 5 日 (月)
サウンディング結果の公表	令和 6 年 3 月下旬頃

5 参加申込み方法

(1) 参加申込み

様式 1「エントリーシート」に必要事項を記入するとともに、可能な範囲で提案書（様式任意、A 4 サイズで縦横自由）を作成し、件名を「【サウンディング調査】参加申込み（事業者名）」として、電子メールにて申込みください。

① 申込み受付期間

令和 5 年 11 月 13 日 (月) ～令和 6 年 1 月 24 日 (水) 17 時まで

② 申込み先

「6 申込み・問合せ先」のとおり

(2) 質問の受付及び回答

① 質問受付期間

令和 5 年 11 月 13 日 (月) ～令和 5 年 12 月 1 日 (金) 17 時まで

② 質問方法

様式 2「質問票」に質疑内容を記入し、件名を「【サウンディング調査】質問票（事業者名）」として、「6 申込み・問合せ先」に電子メールにて提出してください。

③ 回答時期・方法

令和5年12月7日（木）頃に市ウェブサイトに掲載します。

※応募に関係が無い質問などにはお答えできない場合があります。

（3）対話の実施

① 実施日

令和6年1月29日（月）又は2月5日（月）

（10時から17時のうち1～2時間程度）

② 場所

裾野市役所庁舎内（裾野市佐野 1059 番地）

③ その他

- ・対話は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。対話の日時は、エントリーシート及び提案書の受領後に事務局から参加事業者の担当者宛にE-mailでご連絡します。
- ・対話に出席する人数は、1グループ5人以内としてください。
- ・対話は、あらかじめご提出いただいた提案書を投影して実施します。投影データおよびパソコンは参加事業者でご用意ください。投影にあたっては、HDMI接続が必要となります。

（4）結果の公表

- ・サウンディングの実施結果については、概要を市ウェブサイトで公表する予定です。
- ・参加事業者の名称は非公表とします。公表する概要については、参加事業者のノウハウに配慮し、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

5 留意事項

（1）参加事業者の取扱い

- ・本調査への参加実績は、今後の事業者選定などにおける評価の対象とはなりません。

（2）費用負担

- ・本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

（3）追加調査への協力

- ・本調査終了後も、追加の対話やアンケート等へのご協力をお願いする場合があります。

6 申込み・問合せ先

事務局 裾野市環境市民部生活環境課 担当：長田

電話 055-995-1816

電子メール kankyou@city.susono.shizuoka.jp